

コミュニティ・センター自由ヶ丘会館利用上のお願い

自由ヶ丘地区コミュニティ運営協議会会長

次の項目に抵触した場合、損害賠償を求めたり、以降のご利用をお断りすることがあります。

- 1 会館利用には、次のような優先順位がありますので、ご理解ください。

第1順位 宗像市等行政事業行事（選挙等々）での利用

第2順位 コミュニティ運営協議会事業行事での利用

第3順位 コミュニティ運営協議会構成団体事業行事での利用

- 2 許可なく建物、設備または、備品に変更を加えないこと。

- 3 許可なく備品等を所定の場所以外に持ち出さないこと。

- 4 許可された場所（和室、1階ロビー）以外で飲食しないこと。

- 5 許可を受けた所定の場所以外に出入りしないこと。

- 6 所定の場所（灰皿設置箇所）以外で喫煙しないこと。

- 7 所定の場所以外で火気は使用しないこと。

- 8 許可なく営利行為をしないこと。

- 9 騒音、暴力等他の使用者の迷惑となる行為をしないこと。

- 10 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員の利益になる事態にならないこと。

11 使用した設備、備品等は原状に復し、清掃整理整頓すること。（ゴミは持ち帰る事）

12 利用時間（部屋の清掃時間を含む。）を守ること。

※利用時間終了の5分前には受付に力ギを返却すること。

- 13 利用の際、館及び備品等の損傷が生じた場合、速やかに事務局に報告し、コミュニティ・センター自由ヶ丘会館損傷等届（様式6号）を提出すること。報告がなかったことが後刻判明した場合は、以後の利用をお断りすることがあります。

- 14 火薬その他危険物または他人に迷惑となる物品若しくは動物類（盲導犬、介助犬を除く）を携行しないこと。

- 15 許可なくして当該施設内で張り紙し、釘打ち等をしないこと。

- 16 寄付活動または、政治的、宗教的勧誘等を行わないこと。

17 キャンセルは、7日前（コミセン休館日の場合はその前の開館日まで）までに申し出がないと、部屋代相当のキャンセル料が発生します。

- 18 その他職員の指示に従うこと。

下記による利用の場合は、部屋代は3倍とします。

- ① 営利法人の利用
- ② 個人、団体に限らず物品の販売会等営業活動を実施する場合
- ③ 個人、団体に限らず講座、講演会で講演者が主催し、参加者から会費等、徴収を行うもの。
- ④ フランチャイズ（個人）であって、会議、面接、研修会を実施の場合。

*不明な点は、事務局窓口にお尋ねください。